平成２６年（フ）第９４号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目６番地の４
雇用促進住宅大和宿舎１―502
債務者　小野寺真由美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
千葉市若葉区加曽利町366番地１
債務者　小出　輝美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目２番５―310号
債務者　宮崎　広志
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３９号
千葉市中央区仁戸名町638番地５　中澤ハイツ101号
債務者　村岡美寿樹
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４４号
千葉県船橋市薬円台４丁目15番１棟505号
債務者　森田　優二
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３号
千葉市若葉区西都賀１丁目２番14号　グリーンハイツＡ―203号
債務者　丸山　　薫（旧姓外戸）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
兵庫県加古郡播磨町二子486番地の11
債務者　北野　智之
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５７号
兵庫県姫路市八代宮前町８番３号緑風荘103
債務者　猪股アイ子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６７号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3571番地３
債務者　北尾　綾乃
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
宮城県栗原市若柳字川北新町95番地　Ａｌａｍｏ　Ｈｅｉｇｈｔｓ203、従前の住所宮城県登米市迫町佐沼字大東108番地１　コートアパートＣ棟
債務者　伊藤　賢一
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
鳥取県鳥取市服部95番地、住民票上の住所鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目218番地
債務者　古田　昌也
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３号
鳥取県鳥取市河原町佐貫919番地５
債務者　徳田　光彦
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
広島市安芸区瀬野西２丁目26番４―102号　ＬＥＶＡＮＴＥ東風七番館
債務者　岡本　智恵
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
愛媛県西条市飯岡3216番地、前住所愛媛県西条市福武甲16番地の１、前々住所愛媛県新居浜市下泉１丁目５番38号
債務者　若原　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８６号
宮崎市東大淀１丁目１番16号　ライトコート302号
債務者　渋谷　リカ
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
鹿児島県垂水市錦江町１番地139　県住１―034、前住所鹿児島県垂水市本城308番地３定住水之上１―208
債務者　鎌田　麻美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
千葉県野田市野田447番地の１
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部